

平成22年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成22年6月18日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番 太田 健一	2番 野並 享子
3番 小菅 六雄	4番 高橋 繁夫
5番 内田 聡史	6番 奥村 治男
7番 矢野 隆行	8番 梶山 幾世
9番 井狩 辰也	10番 市木 一郎
11番 坂口 哲哉	12番 田中 良隆
13番 中島 一雄	14番 丸山 敬二
15番 西本 俊吉	16番 三和 郁子
17番 鈴木 市朗	18番 田中 孝嗣
19番 立入三千男	20番 河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	南出 儀一郎
政策調整部長	南 喜代志	総務部長	岡野 勉
市民部長	高田 一巳	健康福祉部長	新庄 敏雅
都市建設部長	橋 俊明	環境経済部長	山本 利夫
環境経済部政策監	竹内 睦夫	教育部長	東郷 達雄
政策調整部次長	中島 宗七	総務部次長	井狩 重則
広報秘書課長	寺田 実好	企画財政課長	立入 孝次
総務課長	遠藤 伊久也		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 正二	事務局次長	佐敷 政紀
書記	三上 忠宏	書記	吉川 加代子

議事日程

- 第 1 諸般の報告について
- 第 2 会議録署名議員の指名について
- 第 3 議 5 4 号から第 5 7 号まで、議第 6 2 号請願第 1 号及び第 2 号
(野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例他 6 件)
各委員長より委員会審査結果報告
質疑、討論、採決

追加日程第 1 委任専決第 3 号
(損害賠償の額を定めることについて)

追加日程第 2 議第 6 3 号及び議第 6 4 号
(野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて他
1 件)

追加日程第 3 意見書第 8 号から意見書第 1 3 号まで
(子宮頸がん撲滅のための施策を求める意見書案他 5 件)

開議 午後 1 時 0 0 分

議事の経過

○議長（鈴木市朗君） 皆さん、ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員は 20 名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第 1)

○議長（鈴木市朗君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

出席議員 20 名、全員であります。

次に、本日の議事日程は配布いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおり
でありますのでご了承ください。

(日程第 2)

○議長（鈴木市朗君） 日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、第 12 番田中良隆君、第 13 番

中島一雄君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(鈴木市朗君) 日程第3、各委員長より、委員会審査報告書が提出されておりますので、議第54号から議第57号まで、議第62号請願第1号及び第2号、野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例他6件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

第15番、西本俊吉君。

○15番(西本俊吉君) 15番、西本俊吉です。

去る6月10日の本会議におきまして総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月14日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審議いたしました結果についてご報告を申し上げます。

議第54号野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議第55号野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議第56号野洲市税条例の一部を改正する条例、議第62号平成22年度野洲市一般会計補正予算(第2号)中、本委員会に付託を受けた関係予算の4議案を議題として、詳細な説明を受け質疑応答を繰り返し、慎重に審議いたしました結果、議第54号、議第55号及び議第62号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決するべきものと決しました。

また、議第56号につきましては、賛成3票の結果、賛成多数によって可決いたしております。

以上、ご報告させていただきます。

○議長(鈴木市朗君) これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木市朗君) ご質疑が無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

第16番、三和郁子君。

○16番(三和郁子君) 16番、三和郁子でございます。

去る6月10日の本会議におきまして文教福祉常任委員会に付託を受けました請願について審査をするため、6月15日に委員会を招集しました。委員全員出席のもと、教育長

をはじめ、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

請願第1号、子どもの医療費無料化を求める請願を議題とし、慎重に審査をいたしました結果、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました請願についての審査結果の報告といたします。

○議長（鈴木市朗君） これより、文教福祉常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木市朗君） これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

第6番、奥村治男君。

○6番（奥村治男君） 6番、奥村治男でございます。

去る6月10日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月16日に本委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議第57号野洲市手数料条例の一部を改正する条例、議第62号平成22年度野洲市一般会計補正予算（第2号）中、本委員会に付託を受けました関係予算、以上条例1件、予算関係1件を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、採決の結果、議第62号については全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議第57号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号、新たな食糧、農業、農村計画に関する請願書については、賛成全員にて採択すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました、議案及び請願についての審査結果の報告といたします。

○議長（鈴木市朗君） これより、環境経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木市朗君） これをもって質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております、議第54号から議第57号まで、議第62号請願第1号及び請願第2号について討論を行います。

討論通告書が提出されていますので、順次発言を許します。

まず、第3番、小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） それでは、議第56号野洲市税条例の一部を改正する条例について、私は反対討論を行います。

今回の、税条例改正は、地方税法の改正に関連するものであります。地方税法の改正では個人住民税について、16歳未満の扶養親族に対する年少扶養控除、地方税分33万円、また16歳以上から19歳未満の扶養親族に対する特定扶養控除の上乗せの部分、地方税分12万円が廃止されました。

一方、所得税の扶養控除の廃止については、昨年12月国家戦略、財務、総務、厚生労働の4大臣合意で今回の増収分は、最終的に子ども手当の財源として活用するというところで、全体としてこの控除廃止がされています。

また、先に言いましたように、これら住民税の年少特定扶養控除廃止では、全体では4,569億円もの新たな増税となります。つまり、今回の増税の問題は、ばらまきと言われる子ども手当に対して、その財源を増税で行うものであります。

加えてこれまでの0から2歳までの、児童手当の受給者においては、児童手当1万円が子ども手当として1万3,000円となりますが、3,000円の増額で年間3万6,000円となりますが、ところが年少扶養控除の廃止及びこれに伴う所得税増税を合わせれば、子ども手当の分よりも増税が上回ることとなります。

また、さらに政府の方向は、当初2万6,000円の支給方針から、次年度以降は1万3,000円、今後の方向は不明であります。プラスアルファとも言われています。つまり、税の負担増だけが残るという極めて問題の税改正であります。

このような問題がありながら、住民税扶養控除廃止に関連する今回の条例改正でありまして、反対するものであります。

次に、請願第1号、子どもの医療費無料化を求める請願について賛成討論を行います。

本請願は、本市の医療費無料化制度において、現行通院医療費の無料化、就学前を中学校卒業まで実施を求めるものであります。言うまでもなく、子どもの医療費に心配することなく、安心して医療にかかれる環境をつくることは、子育て支援としても重要でありま

して、その意味では行政の役割でもあります。

請願でも書かれていますように、今、子どもの医療費助成制度は、子育て支援として全国多くの自治体で実施、広がりを見せています。京都府下の自治体をはじめ、さいたま市、東京都、群馬県などでも中学校卒業までの無料化実施をし、子育て支援に力が注がれています。そこで、まず1点目に、この無料化実施は、今とりわけ暮らしが大変なとき、若い夫婦が子どもの医療費に心配することなく、かかれるようにすることです。本請願は、議会に提出されるにあたり、2,800余の署名が添えられています。この中で、小学校入学したら3割負担となり1万円を支払った。二人の子どもの歯科治療が大変で、1人ずつ隔月で治療をさせているなど、こんな声なども聞かれ、医療費の支払いの大変さと、無料化の実施を求める切実な声となっています。このように、安心して医療にかかれない事態の解消は行政の責任だと思います。この面でも、少なくとも義務教育期間である中学校卒業までの無料化実施はすべきと考えます。

2点目に、今言いましたことを含め、子育て安心のまち野洲市をつくる上でも必要だと思います。現在、全体として少子化が進んでおります。それを決して夫婦の責任とするのではなく、まちづくりのあり方の問題としてとらえることが重要であります。子育て安心の町を進めるということは、若者や若い夫婦世帯が定着する魅力あるまちづくりであります。このことが、このことがひいてはまちの活性化、さらには税収増につながるものもあります。ですから、この医療費無料化制度も、単に一助成制度だけの問題としてとらえるのではなく、まちの将来、まちのあり方の問題として検討すべきだと考えます。

3点目に、請願を審議しました文教福祉常任委員会では、実施となればその財源はどうかということも理由に反対をされていますが、この点でも先に言いましたように、まちづくりのあり方の問題の観点とともに、さらに財源と言われるならば、それこそ税金の使い方や市政のあり方、市民の立場に立っているのかどうかと問われていると思います。もちろん限られた財源だといえども、無駄をなくし、市政と税金の使い方、あり方を市民の暮らし優先の立場を貫くことでもあります。

以上、本請願は市民の切実な願いでありまして、今後の野洲市の町づくりの観点からも、医療費無料化拡充は必要であり、賛成討論といたします。

○議長（鈴木市朗君） 次に、第14番、丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） 14番丸山敬二です。議第56号野洲市税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を行います。

本改正条例の内容は、いずれも地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布されたことにより、本条例についても所要の改正が必要となったものであります。

個人住民税の扶養控除につきましては、法律により16歳未満の扶養親族に係る扶養控除が廃止されました。このことを受けて本市税条例の改正は、給与所得者等の扶養親族の情報収集に関する規定であり、現行の個人住民税均等割所得割の非課税限度額制度の仕組みを維持するためのものであります。本条例改正が、いわゆる年少扶養控除等の廃止内容を直接含むものではありません。また、この年少扶養控除等の廃止による他の制度への影響等についても、現在国のほうにおいて適切な処置の検討が行われると聞いております。平成24年度の法律施行までには、きちんと制度が整うものと思っております。

市たばこ税の引き上げは、国が国民の健康面の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向けて税率を引き上げていく必要があるとの方針に基づくものであることから、異議はないものであります。

もう1点、上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例につきましても、個人の株式上場への参加を促進する観点から、非課税措置が設けられるものであります。

以上のような改正趣旨であり、本条例施行に当たっては、手続上での誤り、トラブル等生じないよう要望いたしまして賛成討論といたします。議員の皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（鈴木市朗君） 次に、第20番、河野 司君。

○20番（河野司君） 20番河野でございます。

ただいまの子どもの医療費無料化を求める請願について、反対の立場から討論を行いたいと思います。

乳幼児福祉医療制度は、低年齢児を抱える子育て家庭の経済的負担軽減等を目的として創設をされております。その後年々制度の拡充が行われ、本市においては平成16年度には就学前までの入院、通院の無料化、さらに平成19年1月から中学生までの入院に対する助成拡大が図られ、子育てに多くの費用を要するこの時期、負担軽減と子どもの健やかな発育に資する制度として、他市に先駆けて実施されてまいりました。

しかしながら、制度拡大は安心して治療にかかれるものの、安易な受診が多発するなど、医療資源の非効率的な使用が誘発され、特に小児科医療では、適切な医療の受診行動がなされず、医師確保が難しい昨今、救急医療現場では医師の疲弊と、長時間の医療受診待ちの状況でございます。また、新たに義務教育終了まで制度拡大を行うとなれば、拡大に要

する費用は約9,500万円と試算されておりまして、さらにシステム改修経費などの費用を含めると相当額の投資が必要となることが予想されます。現在、我が市においても財政健全化を大きな目標に掲げ、財政集中改革プラン実行中であることから、単なる制度拡大を論じるのではなく、適切な医療受診に向けた周知啓発、さらに高所得者層や自己負担のあり方などの制度課題の検討も必要な時期と考えております。限りある財源を、市民ニーズに即した制度として運用する視点で、県制度や近隣地との比較も含め、今後の制度設計を進めていただきたいと考えております。

また、乳幼児福祉医療制度は、長期的な医療扶助を市民に約束することから、継続的かつ安定的に運営する必要があります。制度拡充に関しては、財政面と合わせて施策効果の検証など慎重な取り組みと、また地元医師会や国保連合会などとの調整が必要となりまして、本市のみで安易に制度改正できるものではなく、少なくとも医療圏域単位での調整も必要となるなど実施課題も多いと考えております。

また、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりは大切でございまして、多くの市民、とりわけ2,800余名の請願は大変意義深いものでございますけれども、野洲市では他市に先駆けて、乳幼児福祉医療の制度拡大や子育て支援センターの充実を図られるとともに、本年度では学童保育の拡大に取り組まれるなど、将来を見据えた子育て支援策にも厳しい財政事情の中でありまして、積極的な取り組みが進められております。

こういったことから、今回子どもの医療費無料化を求めて請願が出されておりますけれども、福祉医療制度の安定的かつ継続的な運営のためには、先に述べましたとおり制度課題の検証を行うことが必要であることから、中学校卒業まで医療費無料化を拡大することについては時期尚早と判断するものでございます。

よって、請願書の採択については反対の立場をとるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木市朗君） 次に、第1番、太田健一君。

○1番（太田健一君） 議第57号野洲市手数料条例の改正について、反対討論を行います。

今回の条例改正によるごみ袋の値上げに関して、処理費用の20%を市民負担分ということに対して、その積算根拠の説明や答弁を幾ら聞いても、結論的には近隣市とのバランスや受益者負担の一点張りであって、到底市民の方々にとって納得いくものではありません。要するに、根拠はあつてないようなものだと受けとめられます。

今、市民の暮らしは本当に大変です。農業や商業、雇用も営業も大変な景気の低迷の中での厳しい家計でもあり、サラリーマンのこの夏のボーナスカットも多く耳にしますし、年金暮らしの高齢者もますます増えていきます。そういった中で、集中改革プランの名のもとに、検診料の値上げや修学旅行補助金の廃止、バスの高齢者や障がい者に対する有料化など、市民負担は増すばかりです。さらに、国保の3割もの値上げも伴って、市民の皆さんの暮らしは本当に大変なのであります。

このような状況の中で、この時期にごみ袋の値段を1.5倍から2倍にも跳ね上げることに、市民の暮らしを守ろうという行政の姿勢は全く見られません。しかも、高齢者や障がい者など、社会的弱者と呼ばれる方々への減免制度もありません。答弁の中に、ごみ袋の料金としてとるか、処理費用として税金で賄うのかの違いであって、どちらにしても市民の負担ということでは同じとありましたが、手数料は所得に関係なく一律となり、税金は所得に応じて支払うという点から見ても問題であり、低所得者には重い負担増となります。そして、あえて財源のことを言うのであれば、同和行政や大企業に対する補助金などに市民の大切な税金を費やすのではなく、今回のような市民負担がふえることに対して考えていくべきではないでしょうか。市民の方々が負担する税金を市民の暮らしを守るためにと考えることは当然です。要は、税金の使い方、市民を見ているのか、全く無視しているのかの行政の姿勢の問題です。根本的には、ごみ処理費用に関しては、拡大生産者責任を基本に製造業者や排出業者が負担すべきものであろうかと考えます。ですが、県内でもごみ袋の原価しか手数料にしていない自治体もある中で、野洲市ではこれほどまでも手数料の値上げを行おうとしています。

よって、今回の条例の改正によるごみ袋の値上げはすべきではないということを訴えて反対討論とします。

○議長（鈴木市朗君） 次に、第10番、市木一郎君。

○10番（市木一郎君） 第10番、市木一郎でございます。ただいま議題となっております、議57号野洲市手数料条例の一部を改正する条例に対して賛成討論を行います。

ごみの減量と循環型社会の構築は、今日行政に課せられた重要な課題であります。その課題解決のためにも、資源の過剰な使い捨てをやめ、リデュース、リユース、リサイクルの3Rを推進することを通じて、資源の有効利用とごみの減量を図ることが求められています。

また、ごみ処理にかかる手数料、いわゆるごみ袋代等についても、経済的インセンティ

ブが働くよう一定の金額を徴収することがごみの減量につながることは、今日までの経過を見ても明らかであります。今回、ごみ処理手数料については、最長27年間見直しがないものもあり、当初ごみ処理経費に対する負担率20%で設定したものが、13%程度まで低下していたとのことでもあります。つまり、残りの約87%については、税金で負担してきたわけでもあります。ごみを多く出す人と少ししか出さない人がいることを考えた場合、市民が平等、または応益負担した税金がごみを多く出す特定の受益者のために使われることとなり、負担の公平性の観点から必ずしも適切であるとは言えません。ごみ処理手数料の負担率の設定については、受益者がその受益に応じた負担をするという受益者負担が原則であると考えます。こうした観点から値上げはやむを得ないものと判断し、今回提案の改正は妥当であると考えます。

なお、委員会などではごみ袋の大きさについて、高齢者や女性の負担を懸念する意見が出されておりました。すべての方の生活様式に合わせることは不可能であると十分理解しておりますが、今後の市民からの意見や利用実態の把握に努められ、必要な場合は適切な判断と対応をされることを希望し、賛成討論とさせていただきます。議員各位のご賛同よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木市朗君） 以上で、討論を終結いたします。

これより、議第54号から議第57号まで、議第62号請願第1号及び請願第2号について、順次採決いたします。

まず、議第54号、議第55号及び議第62号の議案3件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま宣告いたしました議案3件については、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（鈴木市朗君） 着席願います。起立全員であります。よって、議第54号、議第55号及び議第62号の議案3件については、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第56号及び議第57号の議案2件について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま宣告いたしました議案2件については、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（鈴木市朗君） ご着席ください。起立多数であります。よって、議56号及び議第57号の議案2件は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号について採決いたします。念のため申し上げます。文教福祉常任委員長の報告は、不採択すべきものであります。

それでは、お諮りいたします。請願第1号、子どもの医療費無料化を求める請願については、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（鈴木市朗君） ご着席願います。起立多数です。よって、請願第1号は、文京福祉常任委員長の報告のとおり、不採択すべきものと決しました。

次に、請願第2号について採決いたします。念のため申し上げます。環境経済建設常任委員長の報告は、採択すべきものであります。

それでは、お諮りいたします。請願第2号、新たな食糧、農業、農村基本計画に関する請願については、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（鈴木市朗君） 起立全員であります。よって、請願第2号は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり採択すべきものと決しました。

暫時、休憩いたします。

（午後1時34分 休憩）

（午後1時35分 再開）

○議長（鈴木市朗君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。委任専決第3号、議第63号及び議第64号並びに、意見書第8号から意見書第13号までを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木市朗君） ご異議なしと認めます。よって、委任専決第3号、議第63号及び議第64号並びに、意見書第8号から意見書第13号までを日程に追加し議題とすることに決しました。

（追加日程第1）

○議長（鈴木市朗君） 追加日程第1、委任専決第3号、損害賠償の額を定めることにつ

いて市長より報告を求めます。

○市長（山仲善彰君） 委任専決第3号、損害賠償の額を定めることについてご説明を申し上げます。

平成22年5月26日野洲市小篠原地先市有地除草作業中に発生した、市民の財物損壊に対し、市の賠償額を9万629円と定めるものであり、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定に基づき、専決処分したものを、同条第2項の規定により報告するものであります。

（追加日程第2）

○議長（鈴木市朗君） 追加日程第2、議第63号及び議第64号野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて他1件を一括議題といたします。

事務局に議件を朗読させます。

○事務局 それでは、議件を朗読させていただきます。議第63号野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて、議第64号人権擁護委員の推薦につき、議会の意見を求めることについて、以上であります。

○議長（鈴木市朗君） 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 議第63号、野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてご説明申し上げます。

野洲市監査委員の選任については、今般現委員の馬淵憲次さんから一身上の都合により退職願が提出されましたことから、承認いたしましたところであります。つきましては、今回新たに識見を有する者として、東郷修さんを選任いたしたいと存じます。

東郷修さんにつきましては、昭和37年4月に県内金融機関に勤務され、その後京都市内の税理士事務所に勤務された後、昭和62年から栗東市で税理士事務所を開業されています。これまで、中小企業の経営助言など経営指導に携わってこられ、また経理関係にも非常に明るい方です。人格高潔、地方自治の本旨をよく理解し、財務管理や、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有し、公正な方です。したがって、監査委員として適任者であることから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、地方自治法第197条の規定により4年となっております

ことから、平成22年7月1日から平成26年6月30日までとするものであります。

○市長（山仲善彰君） 次に、議第64号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護8名のうち、2期6年間にわたりご活躍いただいた戸田即善さんの任期が平成22年9月30分日をもって満了することに伴い、後任に田中修さんを推薦するものであります。

田中修さんにつきましては、昭和47年4月に県内の金融機関に勤務され、その後昭和57年7月から会社経営をされております。また、平成17年12月からは保護司としても活動されており、社会貢献活動にも積極的に携わっておられます。したがって、地域の実情に応じた活発な人権擁護委員の活動が期待でき、人権擁護委員として適任者であることから推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

なお、任期につきましては人権擁護委員法第9条の規定により、3年となっておりますことから、平成22年10月1日から平成25年9月30日までとするものであります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鈴木市朗君） これより、ただいま議題となっております議第63号及び議第64号について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

○議長（鈴木市朗君） 暫時休憩いたします。

（午後1時40分 休憩）

（午後1時50分 再開）

○議長（鈴木市朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。第6番、奥村治男君。

○6番（奥村治男君） 6番奥村治男でございます。人権擁護委員の今回の推薦についてお尋ねいたします。

今回の人権擁護委員の人事案件については、前任者からの口頭による推薦を受けて上程されたものと聞いております。人権擁護委員法第6条第3項委員の委嘱では、市町村長は法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等、及び弁護士会その他婦人労働者、青年等の団体であって、直接、間接に人権

の擁護を目的とし、またこれを支持する団体の構成員の中からその市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められております。複数の候補者を探し、慎重に検討を重ねた上で上程すべきであると思います。今回の上程に至った過程について詳細な説明を求めたいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議第64号に関します奥村議員のご質問にお答えをいたします。

今回の提案に至った過程に関するご質問でございますが、先ほども提案理由でご説明いたしましたように、現在の委員の戸田即善さんの任期が9月30日をもって満了しますことから、新たな人選を行いまして今回提案をさせていただくことということに至ったということでございます。以上ご答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 奥村治男君。

○6番（奥村治男君） 再質問なし。

○議長（鈴木市朗君） 暫時休憩いたします。

（午後1時54分 休憩）

（午後1時54分 再開）

○議長（鈴木市朗君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

以上で、通告による質疑は終結いたします。

お諮りいたします。議第63号及び議第64号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木市朗君） ご異議なしと認めます。よって、議第63号及び議第64号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第63号及び議第64号について、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木市朗君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

お諮りいたします。まず、議第63号野洲市監査委員の選任につき、議会の同意を求めることについて、東郷修氏の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（鈴木市朗君） 起立全員であります。よって、議第63号野洲市監査委員の選任

につき議会の同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第64号人権擁護委員の推薦につき議会の同意を求めることについては、田中修氏を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（鈴木市朗君） 起立多数です。ご着席願います。よって、議第64号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、適任とすることに決定いたしました。

(追加日程第3)

○議長（鈴木市朗君） 追加日程第3、意見書第8号から意見書第13号まで子宮頸がん撲滅のための施策を求める意見書案他5件を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

まず、意見書第8号について、第16番三和郁子君。

○16番（三和郁子君） 16番、三和郁子でございます。子宮頸がん撲滅のための施策を求める意見書について、朗読により説明とさせていただきます。

子宮頸がんの主な原因は、HPV感染であります。子宮頸がんは唯一予防できるがんと言われております。しかし、我が国では年間で約1万5,000人が罹患し、約3,500人が死亡しております。特に、最近では20歳代から30歳代の若い女性の発症率が高く、子宮頸がんにより死亡する危険性が高まるとともに、晩婚化傾向にある我が国では、結婚前に罹患して生殖能力を失うことも珍しくありません。子宮頸がんは、HPVに感染後、約10年をかけて癌細胞に変化すると言われております。このため、定期的に検査を受けることにより、癌を発症する前に病変を発見することが可能であり、HPVワクチンを接種することによって、ほぼ100%予防することができます。

現在、世界100カ国の国々で予防ワクチンが承認され、我が国でも昨年10月に正式に承認されました。よって、政府においては、子宮頸がんの撲滅のため、下記の事項に取り組むよう強く要望いたします。

まず、平成21年度補正予算で実施している、無料クーポン券による健診を、来年度以降も恒久的な制度として継続、実施すること。

第2、子宮頸がん予防ワクチンを定期予防接種化するとともに、安定的供給に最大限の努力を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。議員皆様のご賛同、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木市朗君） 次に、意見書第9号について、第7番矢野隆行君。

○7番（矢野隆行君） 7番、矢野隆行です。意見書第9号本文を朗読してご説明とさせていただきます。

発達障がいや、その他文字を認識することに困難のある児童生徒のためのマルチメディアデージー教科書の普及促進を求める意見書案。平成20年9月に「障がいのある児童及び生徒のための教科書、特定図書等の普及の促進等に関する法律」、いわゆる教科書のバリアフリー法が施行されました。この教科書バリアフリー法の施行を機に、平成21年9月より（財）日本障がい者リハビリテーション協会（リハ協）がボランティア団体の協力を得て、通常の教科書と同様のテキストと画像を利用して、デジタル化対応をすることでテキスト文字に音声をシンクロ（同期）させて読むことを可能にしました「マルチメディアデージー版教科書（デージー教科書）」の提供を始めております。また、文部科学省において、平成21年度よりデージー教科書などの、発達障害等の障害特性に応じた教材のあり方や、それを活用した効果的な指導方法について、実証的な調査研究が実施されております。現在、デージー教科書は上記のとおり文部科学省の調査研究事業の対象となっておりますが、その調査研究段階であるにもかかわらず、平成21年12月現在で約300人の児童生徒に活用され、保護者などから学習理解が向上したとの効果が表明されるなど、デージー教科書の普及促進への期待が大変に高まっております。

しかし、このデージー教科書は、教科書無償供与の対象となっていないことに加えて、その製作は多大な時間と費用を要するにもかかわらず、ボランティア団体頼みであるため、必要とする児童生徒の希望に十分にこたえられない状況にあり、実際にリハ協が平成21年度にデジタル化対応したデージー教科書は、小中学生用教科書全体の約4分の1に留まっております。

このような状況を踏まえると、教科用特定図書等の普及促進のための、予算のさらなる拡充が求められるところでありますが、平成21年度と同予算が1億7,200万円に対し、平成22年度、1億5,600万円と縮減されており、これらの普及促進への取り組みは不十分であると言わざるを得ません。

よって、政府及び文部科学省におかれましては、必要とする児童生徒、担当教員等にデージー教科書を安定して配布、提供できるように、その普及促進のための体制の整備及び必要な予算措置を講じることを要望いたします。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。議員の皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木市朗君） 次に、意見書第10号について。第8番、梶山幾世君。

○8番（梶山幾世君） 8番、梶山幾世でございます。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

機能性低血糖症にかかわる国の取り組みを求める意見書について。慢性的に血糖値が高い状態が続くと糖尿病を発症することは知られておりますが、すい臓の機能失調等による血糖値の調節異常によって発症する、機能性低血糖症は医師ですらまだ認知度が低い病でございます。機能性低血糖症は、糖の過剰摂取や、過激な食事制限、過食といった食生活の乱れや、ストレスなどが原因となって、血糖値が急激に低下したり、低い状態にとどまってしまう疾患で、現代の食生活も誘因の一つと指摘されており、研究が進むと共に、患者の数も増えております。機能性低血糖症は、脳への血糖補給不足に加え、アドレナリンなどの内分泌系異常や、自律神経にも影響し、慢性疲労やうつ状態、集中力不足、情緒不安定、記憶障害など、身体面、精神面とともに実にさまざまな症状が引き起こされることがわかってきております。症状から、精神疾患や、神経疾患などと誤った診断をされるケースも少なくありません。

また、妊産婦の低血糖症は、新生児低血糖症の要因となり、脳障害を引き起こすことが知られており、発達障害（自閉症スペクトラム）の危険因子のひとつであると指摘されております。

この機能性低血糖症の診断には、糖尿病診断に用いられている、常用負荷試験及び耐糖能精密検査が有効とされておりますが、保険適用で行われる一般的な2時間検査では、上昇するはずの血糖値が上昇せず、変化のない平坦な曲線を描く無反応性低血糖症や、4時間経過後に血糖値が急落する反応性低血糖症などを診断することが難しいのです。精度を高めて5時間かけて検査を行うことが必要で、さらに膵臓の機能障害の程度を診るために、インスリン値を調べることも重要なポイントです。ところが、5時間の耐糖能精密検査は保険適用されておらず、高額な自己負担が必要な他、実施する医療機関も少ないのが問題となっております。

機能性低血糖症と正しく診断されたことで、機能性低血糖症のための治療により症状が改善、社会復帰する事例は数多くあります。そこで、機能性低血糖症に関する調査研究、病名の認知及び意識啓発、検査体制の拡充等が図られるよう、以下の取り組みを国に要望いたします。

1. 機能性低血糖症についての医学研究の進展と診断、治療法の普及に向け、国として

調査研究を進めること。

2. 機能性低血糖症の診断のための5時間の耐糖能精密検査を保険適用の対象とすること。

3. 新生児の機能性低血糖症による障害発生を予防するため、周産期医療において、妊産婦の生活習慣の改善を図るとともに、早期発見と治療の体制づくりを推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。どうか議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木市朗君） 続いて、意見書第11号について。第2番、野並享子君。

○2番（野並享子君） 県立学校の性急な統廃合を行わないことを求める意見書案について、文書を朗読し説明とさせていただきます。

滋賀県教育委員会は、県立学校あり方検討委員会の報告を受け、県立高校の統廃合計画案を作成しています。この報告によれば、県立高校は廃止も含めた大幅な統合、再編の必要があると述べ、さらに学校の適正規模を現行1学年4から8学級から、1学年6学級から8学級へと変えようとしています。

この報告に基づいて県立高校の数を試算すると、46校のうち25校が統廃合の対象校になることとなります。また、少なくとも7校、公私比率を見直して、公立を70%に引き下げると、さらに5校が削減されることとなります。仮にこの統廃合計画案が施行されれば、県内の高校生のみならず、中学生、保護者、また教職員にも大きな影響があることは想像にかたくありません。公立高校の数と募集定員の減少は公立高校の枠が狭くなり、希望する公立高校へ入学できない子どもたちが多数出てくる可能性があります。

また、現状よりもさらに教職員の年齢層が中高年に偏り、教育活動にさらに悪影響を及ぼすことが懸念されています。何よりも、生徒の学ぶ環境として県立高校の適正規模はどれくらいか、十分な議論も合意もされていません。このようにさまざまな懸念を生じるこの計画は性急に実施されるべきものではないと考えます。よって、下記の点について要望します。

記

1. 県民への十分な説明もなく、性急に公立高校の統廃合を行わないこと。
2. 教育関係者や議会、父母、県民の意見を聞く場を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。議員各位のご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（鈴木市朗君） 次に、意見書第12号について。第3番、小菅六雄君

○3番（小菅六雄君） それでは、意見書第12号普天間基地の無条件撤去を求める意見書案について、意見書案に沿って説明をいたします。

鳩山前首相は、普天間基地問題について、5月25日の衆議院本会議で日米間で協議を重ねた結果、沖縄県内に、具体的には名護市辺野古周辺にお願いをせざるを得ないという結論に至ったと明言しました。これに基づき、5月29日名護市辺野古の移設を内容とする日米共同声明を発表いたしました。このような公約違反について国民の強い批判のもと、鳩山首相は退陣し、菅首相にかわりました。ところが、菅首相は日米共同声明の踏襲を言明し、新たな怒りが高まっています。このような態度は国民、県民よりも、アメリカの意向を優先させるもので許されません。これは昨年の衆院選で、鳩山首相の「国外、最低でも県外」の公約に違反するもので、沖縄県民と国民に対する裏切り行為にほかなりません。よって、政府は、沖縄県民、国民の意思として普天間基地の名護市辺野古周辺への移設を撤回し、無条件撤去をアメリカ政府に対して行使をするよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。皆さんのご賛同をお願い申し上げます。

○議長（鈴木市朗君） 次に、意見書第13号について。市木一郎君。

○10番（市木一郎君） 第10番、市木一郎でございます。

それでは、意見書第13号新たな食糧、農業、農村基本計画に関する意見書案の朗読をもって説明とさせていただきます。

新たな食糧、農業、農村基本計画は、本年3月29日に、食糧、農業、農村政策審議会において答申され3月30日に閣議決定されました。赤松前農水大臣は、新たな基本計画の閣議決定を受け、食と地域の再生に向けてという談話を発表し、その談話で食糧、農業、農村政策を政府一丸となって、施策を推進していくとされました。また、新たな基本計画は、そのまえばきにおいて、食糧、農業、農村政策を日本の国家戦略として位置づけたことに、農業構造の展望において家族農業や集落営農など、多様な担い手を明確に位置づけたこと、食糧自給率目標を50%に引き上げたことなど、今日までの基本計画にはない内容が盛り込まれました。しかし、戸別所得補償制度の導入や、品質と安全、安心といった、消費者ニーズに適した生産体制への転換、独自産業化による活力ある農山漁村の再生の政策枠組みが示されましたが、施策の時期や手法などを示した工程表が示されておりません。

今後、国家戦略として施策を推進するため、施策の時期や手法などを含めた、政策の明

示と万全な予算の確保等について明らかにすることが必要であります。このようなことから、下記事項が実現するよう強く要望します。

1. 農業所得の増大を実現する政策の確立。

(1) 戸別所得補償制度の本格的実施や、農業、農村の独自産業化の推進等において、所得の増大を実現する政策の時期や手法など、計画的に明示した工程表を策定すること。

(2) 農業所得の増大に向けた万全な予算を優先的に確保すること。

2. 食糧自給率の向上と農業、農村の活性化の実現を目指した、WTOドーハラウンド農業交渉への対応の実施。

(1) 平成32年度の食糧自給率の目標を50%まで引き上げる具体的な施策を策定すること。

(2) WTOドーハラウンド農業交渉における、農産物関税の大幅な削減と、関税割当数量の大幅な増大等を求める、現在の議長案は受け入れられないという基本姿勢を堅持すること。

3. 品目実態に即した戸別所得補償制度の本格実施と、品目別施策の確立。

(1) 戸別所得補償制度の本格実施に向けた、具体的イメージを明示すること。

(2) 全国一律単価の支援に加え、地域裁量に基づく地域性を生かせる対策を検討すること。

(3) 具体的な過剰米対策と、実効性のある生産調整方策を確立すること。

(4) 緊急的な米価下落対策と、個別補償保証モデル対策における財源を確保すること。

(5) 畜産、酪農における所得保証制度のあり方について、畜種ごとの実態を踏まえた政策の確立と、万全な予算を確保すること。

(6) 口蹄疫に対する万全な対策を早急を実施すること。

(7) 野菜、果樹における加工用、業務用対策による所得の増大及び需給と価格の安定や経営安定政策を具体化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。議員各位のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木市朗君） これより、ただいま議題となっております、意見書第8号から意見書第13号までについて質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木市朗君） 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします、ただいま議題となっております、意見書第8号から意見書第13号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木市朗君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第8号から意見書第13号までについては委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第8号から意見書第13号までについて討論を行いたいと思います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木市朗君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

お諮りいたします。まず、意見書第8号子宮頸がん撲滅のための施策を求める意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（鈴木市朗君） ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第8号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第9号、発達障害やその他文字を認識することに困難のある児童生徒のため、マルチメディアダイジェスト教科書の普及促進を求める意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（鈴木市朗君） 起立全員であります。よって、意見書第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、意見書第10号、機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（鈴木市朗君） ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第10号は原案のとおり可決されました。

（午後2時21分 休憩）

(午後2時21分 再開)

○議長(鈴木市朗君) 会議を再開します。

次に、意見書第11号県立学校の性急な統廃合を行わないことを求める意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(鈴木市朗君) ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第11号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第12号普天間基地の無条件撤去を求める意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(鈴木市朗君) ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第12号は否決されました。

次に、意見書第13号、新たな食糧、農業、農村基本計画に関する意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(鈴木市朗君) ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第13号は原案のとおり可決されました。

本日可決されました、意見書につきましては、その条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木市朗君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等整理を要するものは、本職に一任することに決しました。

なお、意見書は本職より直ちに関係機関に提出いたします。

以上で、本定例会に付議されました、議案の審議はすべて終了いたしました。ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長(山仲善彰君) 平成22年第2回野洲市議会定例会の閉会に当たりましてご挨拶申し上げます。

本定例会は、去る5月31日に招集させていただき、本日に至るまで19日間でした。当初提案させていただきました、専決処分の承認6件、条例の一部改正4件、子ども手当

にかかわります補正予算 1 件、その他 3 件の計 1 4 議案。並びに、追加提案させていただきました補正予算 1 件、人事案件 2 件の計 3 議案、合わせて 1 7 議案について慎重なご審議の上、いずれも原案のとおりお認めいただきまして、まことにありがとうございます。

特に、一般廃棄物収集処理手数料の改正につきましては、本会議におきましても多くのご質問とご意見をいただきました。景気と雇用状況が回復しない中で、改正とは言いましても、公共料金の実質的な値上げとなりますことから、当然慎重なご審議が必要となったと考えております。一般廃棄物の収集と処理は、衛生と環境保全のための市民共通の課題であり、それに必要な経費の財源は、国等の補助制度もなく市民のご負担によって賄わなければなりません。自治の根幹にかかわる問題であり、そのことを踏まえて多数の議員のご理解をいただきましたことに、心よりお礼を申し上げます。

審議の中でいただきましたご意見を踏まえ、10月1日の施行までに、市民の方々へのご理解とご協力の促進に努めてまいります。

また、新しいクリーンセンターの検討の中で、収集、運搬、処理、一連の仕組み全体を視野に入れて、通常経費の削減の方策についても検討を進めてまいりたいと考えております。議員の皆様におかれましてもご支援とご協力をお願い申し上げます。

また、その他にも教育、福祉、産業振興、雇用対策などの施策について多くのご意見やご提案をいただきました。これらをしっかりと受けとめて市政運営に当たってまいります。

さて、いよいよ夏本番となります。皆様におかれましては、健康に十分にご留意をいただき、今後とも市政運営に一層のご指導、ご協力を賜りますことを切にお願い申し上げますとともに、本市発展のために一層のご活躍をいただきますことをご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（鈴木市朗君） これをもって、平成 2 2 年第 2 回野洲市議会定例会を閉会いたします。（午後 2 時 2 6 分 閉会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成22年6月18日

野洲市議会議長 鈴木市朗

署名議員 田中良隆

署名議員 中島一雄